

「なみえ焼そば」の商標利用内規（公開版）

第1条 「なみえ焼そば」の商標について

「なみえ焼そば」の地域団体商標は浪江町商工会が保有する。

「なみえ焼そば」の地域団体商標は浪江町商工会から「商標権使用許諾及びロイヤリティ徴収業務委託」を株式会社浪江商事が受託し、管理する。

第2条 「なみえ焼そば」について

「なみえ焼そば」は、浪江町を全国にPRするためにブランド化されました。

浪江町の交流人口、居住・定住人口の増加から、地域経済を発展させることを目的とする。

第3条 「なみえ焼そば」の定義

1. 中華麺の太麺を使う。
2. 具材はモヤシと豚肉を基本とする。
3. ソース味であること。

第4条 「なみえ焼そば」の商標の利用について

「なみえ焼そば」の商標を利用しようとする者は、株式会社浪江商事に商標利用申請書を提出し、許可を得て利用すること。株式会社浪江商事に許可を得た場合、「なみえ焼そば」の商標を利用できる。

第5条 許可する場合

1. 飲食店および露店で使用する場合

- ① 浪江町商工会に所属する事業所は株式会社浪江商事に許可を得た場合使用できる。
- ② 復興イベント・地域PRイベントについて、浪江町の団体、浪江町民であれば、材料を浪江町商工会に所属する事業所から仕入れることで報告のうえ、株式会社浪江商事に許可を得た場合使用できる。
- ③ 前商標管理企業・団体である株式会社リバイバル（解散）又は浪江町商工会が「なみえ焼そば」の商標利用を許可した事業所は株式会社浪江商事に許可を得た場合使用できる。

- ④ 売上の一部を浪江町又は浪江町のまちづくり団体に寄付する場合、浪江町商工会に所属する事業所から材料を仕入れることで契約のうえ、株式会社浪江商事に許可を得た場合使用できる。

2. 加工品として生産・販売で使用する場合

- ① 浪江町商工会に所属する事業所は株式会社浪江商事に許可を得た場合使用できる。ただし、定義の一つ以上は守ること。

3. 大企業の商品で使用する場合

- ① 浪江町の地域経済発展に繋がると株式会社浪江商事で判断でき、浪江町商工会に所属する事業所から材料を仕入れることで契約のうえ、株式会社浪江商事に許可を得た場合使用できる。
- ② 上記の浪江町商工会に所属する事業所から材料を仕入れることができない場合は、パッケージ等に浪江町のPRになる事項を入れる等工夫があれば、契約のうえ、株式会社浪江商事に許可を得た場合使用できる。

第6条 ロイヤリティ徴収

各企業各屋号登録料1件3,000円（登録時）、ロイヤリティは、製麺所等0.5%、飲食店2.5%とする（2月締め3月支払い）。大企業の契約商品は別途協議する。

第7条 許可した場合

「なみえ焼そば」の商標使用と、商品や幟に使えるロゴマークを期間内に貸し出す。

第8条 許可の取り消し

- 1. 申請書に虚偽があった場合。
- 2. 食中毒等第3者に被害を与えた場合。なお損害賠償については許可された者が責任を持って解決すること。
- 3. 浪江町商工会並びに株式会社浪江商事に多数の苦情が寄せられた場合。

第 9 条 無許可使用

登録商標の無許可使用又は目的外使用が判明した場合には、差止請求、損害賠償請求、刑事告訴その他の所定の手続きを行う。

第 10 条 管轄

登録商標の利用に関し、何らかの法的紛争が生じた場合には、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。